

制限表面とは

○必要な理由

- ・ 空港に離着陸する航空機は、空港周辺を高度を下げている状態で飛行します。こうした航空機が安全に飛行できるようにするためには、空港周辺の一定の空間を障害物がない状態に保つ必要があります。このため、制限表面が設けられています。
- ・ 制限表面とは、こうした障害物がない状態に保つ必要がある空間の底面をいいます。

○制限の内容

- ・ 制限表面の上に出る高さの建築物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することが禁止されています。ただし、水平表面に係る物件のうち、仮設物や避雷設備などについては、空港設置者（静岡県）の承認を受けて設置できる場合があります。（航空法第49条第1項）
- ・ 制限表面の上に出ない物件であっても制限表面に近接する物件や、地表から60m以上の高さの物件については、航空障害灯の設置が義務付けられています。さらに、地表から60m以上の高さの物件については、昼間障害標識の設置が義務付けられる場合もあります。（同法第51条第1項、第51条の2第1項）

○静岡空港の制限表面 ※見開きのページの図をご参照ください。

- ・ **進入表面** 空港に着陸するため最終進入し、又は離陸直後に直線飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。空港の着陸帯（滑走路を中心に延長2,620m、幅300mの区域）の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するものをいいます。（航空法第2条第7項）
なお、進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面のことをいいます。（同法第2条第6項）
- ・ **水平表面** 旋回飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。空港の標点（標高132m）の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径3,500mで描いた円周で囲まれた部分をいいます。（同法第2条第8項）
- ・ **転移表面** 着陸をやり直すための進入復行など滑走路の側面方向へ飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面で、その末端が水平表面との接線になる部分をいいます。（同法第2条第9項）

☆☆

静岡県静岡空港管理事務所 〒421-0411 牧之原市坂口3336番地4
電話 施設課 <0548>29-2206
総務課 <0548>29-2201
FAX <0548>29-2009

静岡空港管理事務所からのお知らせ

～空の安全にご協力ください～

静岡空港の周辺（下図に示す区域）には、航空機の飛行の安全を確保するため、国の法律により建築物等の物件（※1）の高さが制限される「制限表面」（※2）が設定されています。

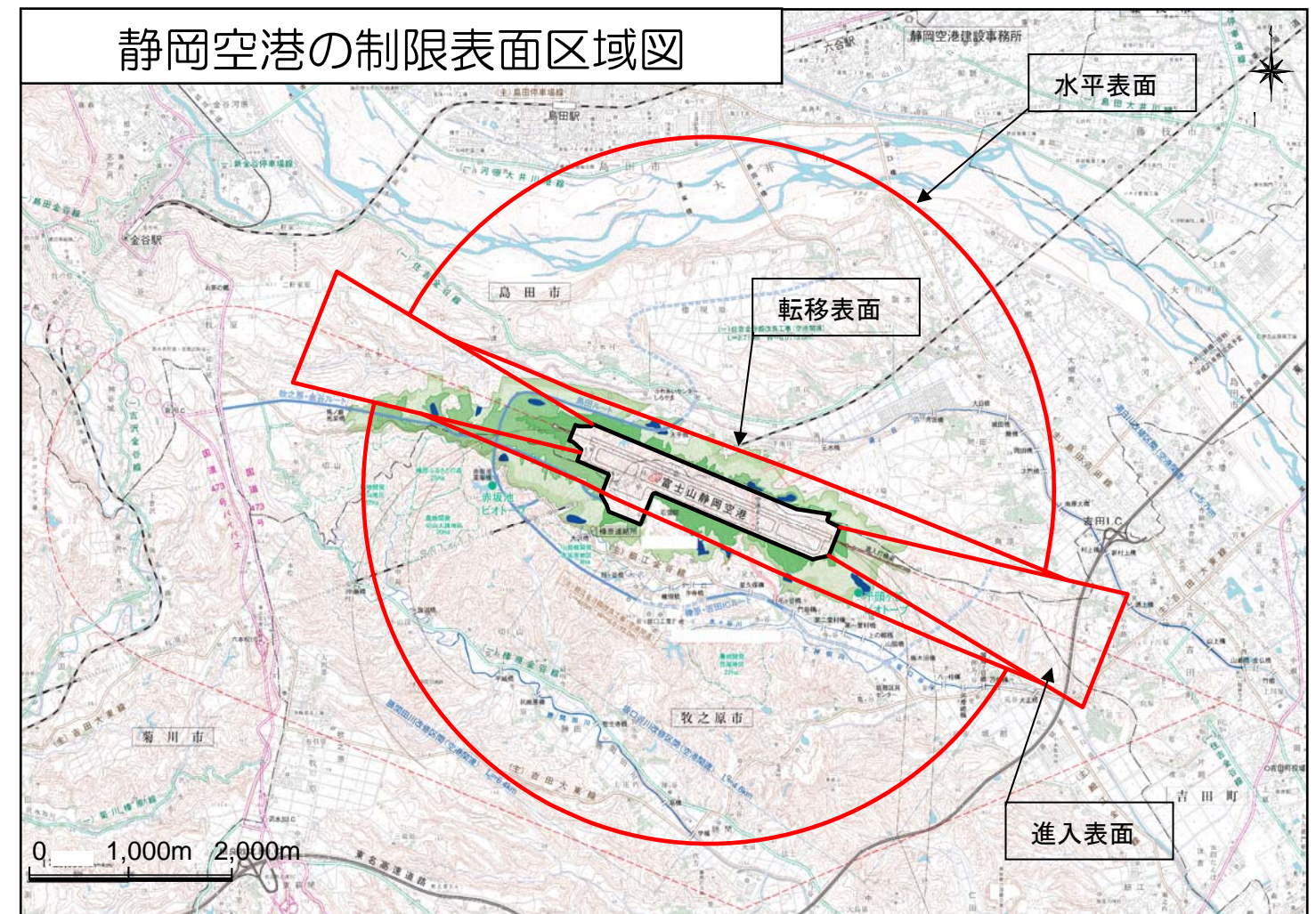
物件の高さ制限は、物件の設置場所や地表からの高さにより異なります。下図に示す区域で物件の設置等を計画されている方は、事前に静岡空港管理事務所までお問い合わせください。制限表面や高さ制限などについて詳しく説明いたします。

静岡空港周辺の空の安全にご協力ください。

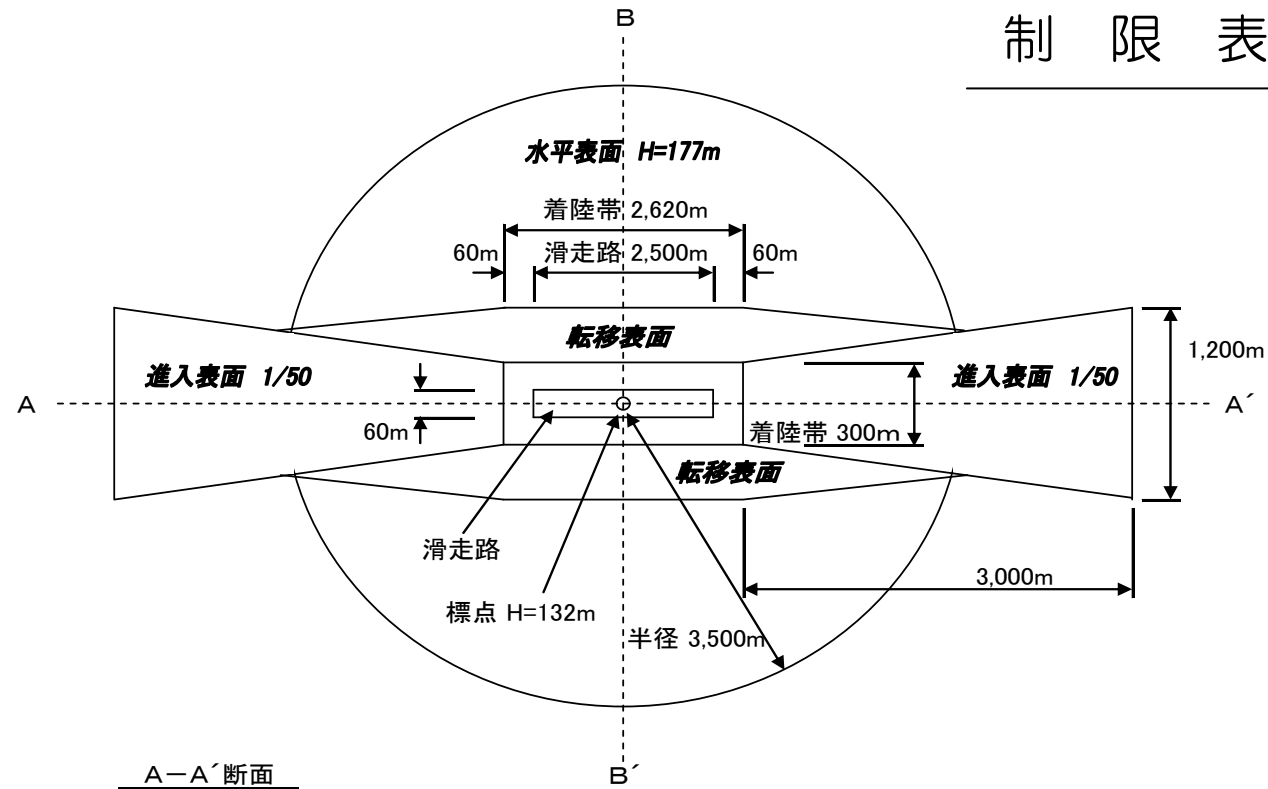
※1 物件には、建築物、煙突、鉄塔、電信柱などの建築物はもちろんのこと、TVアンテナ、防霜ファン、看板、電線、植物などのほか、一時的に使用されるアドバルーンやクレーンなども含まれます。

※2 進入表面、水平表面及び転移表面の3つがあります。詳しくは、このリーフレットで説明します。

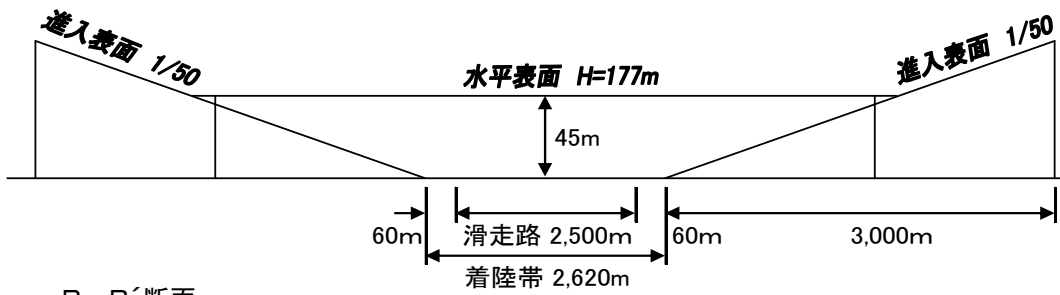
【お問い合わせ先】 静岡県静岡空港管理事務所 施設課
電話 <0548>29-2206 FAX <0548>29-2009



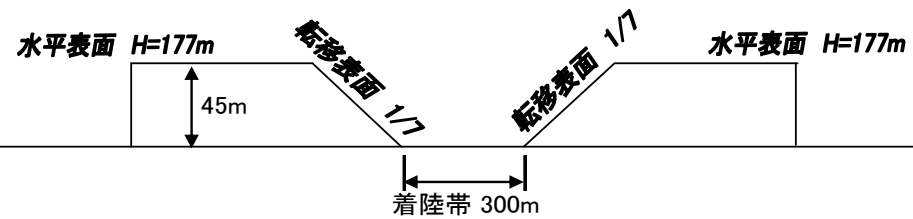
制限表面概念図



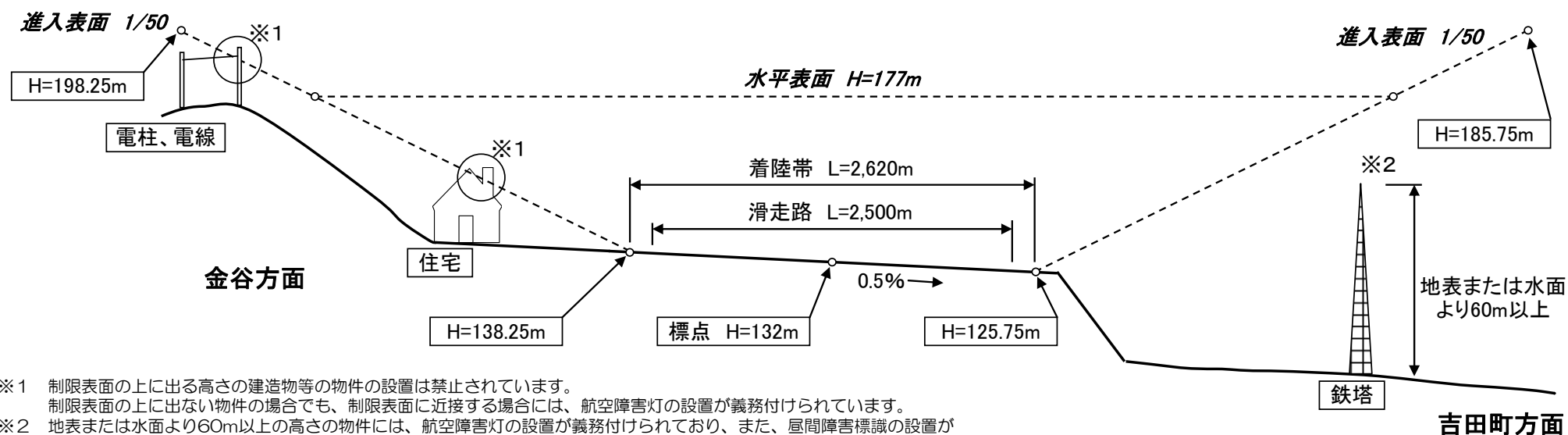
A-A'断面



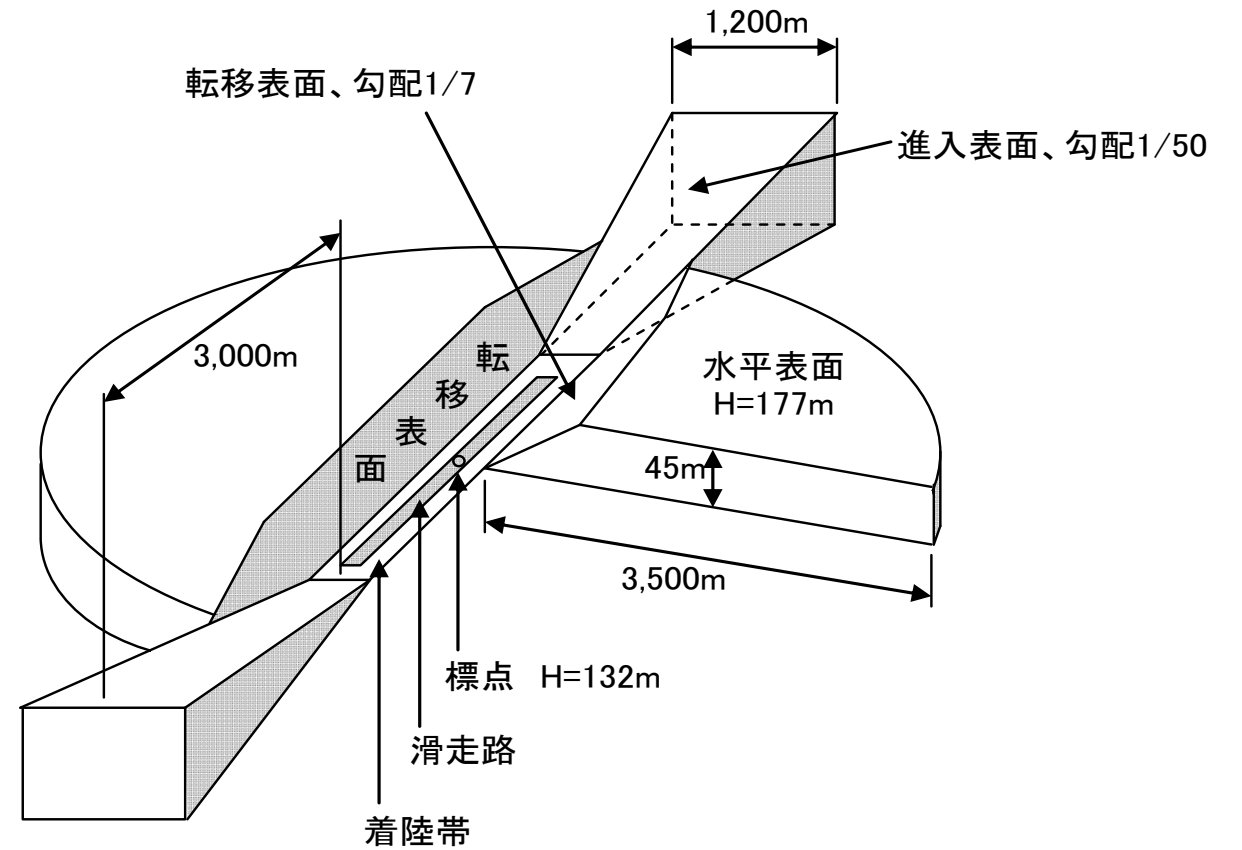
B-B'断面



A-A'断面参考図



※1 制限表面の上に出る高さの建造物等の物件の設置は禁止されています。
制限表面の上に出ない物件の場合でも、制限表面に近接する場合には、航空障害灯の設置が義務付けられています。
※2 地表または水面より60m以上の高さの物件には、航空障害灯の設置が義務付けられており、また、昼間障害標識の設置が義務付けられる場合もあります。



静岡空港の規格と制限表面

空港の種類		陸上空港	
空港の規格	着陸帯の等級		B
	滑走路	長さ	2,500m
		幅	60m
	着陸帯	長さ	2,620m
幅		300m	
制限表面	進入区域	長さ	3,000m
		内側底面の長さ	300m
	外側底面の長さ	1,200m	
	進入表面の水平に対する勾配	1/50	
	転移表面	勾配	1/7
	水平表面	半径の長さ	3,500m
標点からの高さ		45m	
航空法第40条告示		平成8年7月30日	
標点位置 (世界測地系)		北緯 34度47分46秒 東経138度11分22秒	
標高		132.0m	
RWY12側末端標高		138.25m	
RWY30側末端標高		125.75m	